

平成15年第2回臨時会

平成15年 4月11日 開会
同 日 閉会

多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

議事日程

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 管理者発言
- 第 4 議案第10号 多野藤岡医療事務市町村組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 5 公立藤岡総合病院コンサルタント業務事務処理などに関する調査特別委員会経過報告

出席議員（20名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 三好徹明君 | 2番 金井壽君 |
| 3番 松本啓太郎君 | 4番 笠原史嗣君 |
| 5番 斉藤千枝子君 | 6番 坂本忠幸君 |
| 7番 木村喜徳君 | 8番 青柳正敏君 |
| 9番 青木寛君 | 10番 塩原吉三君 |
| 11番 吉田達哉君 | 12番 川村訓幸君 |
| 13番 都丸芳雄君 | 14番 松本克彦君 |
| 15番 堀口謙三君 | 16番 矢嶋巖君 |
| 17番 新井一男君 | 19番 若林秀明君 |
| 20番 江原洋一君 | 21番 木村康君 |

欠席者（1名）

- 18番 相馬壽雄君

説明のため出席した者

- | | |
|----------------|-----------------|
| 管理者 新井利明君 | 副管理者 高橋功君 |
| 収入役 堀越清君 | 病院長 鈴木忠君 |
| 組合事務局長 磯野義弘君 | 経営管理部長 白岩民次君 |
| 介護老人保健施設長 栗原寛君 | 病院長補佐 富所隆三君 |
| 外来センター長 田中壯侖君 | 外来センター事務長 塚越秀行君 |
| 看護部長 池田優子君 | |

事務局出席者

庶務課長	黒澤真澄君	企画課長	吉田賢治君
医事課長	神保伸好君	外来センター政策調整官	坂本和彦君
介護老人保健施設課長	内田雅之君		

開会のあいさつ

午後1時30分開会

議長（坂本忠幸君）

皆さん、こんにちは。本日、平成15年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会臨時会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、時節柄大変お忙しいところ全員に近い方々にご出席をいただきまして開会できますことを、心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、本日の議会に提案されますものは、多野藤岡医療事務市町村組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての1議案と公立藤岡総合病院コンサルタント業務事務処理などに関する調査特別委員会経過報告でございます。慎重ご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事日程につきましては、皆様方のお手元に配布してありますので、よろしく願いいたします。

開会及び開議

議長（坂本忠幸君）

出席議員定数に達しましたので、会議は成立いたします。

ただいまから平成15年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会臨時会を開会いたします。

第1 会期の決定

議長（坂本忠幸君）

日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本忠幸君）

ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

議長（坂本忠幸君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により議長において指名いたします。5番齊藤千枝子君、19番若林秀昭君を指名いたします。

第3 管理者発言

議長（坂本忠幸君）

日程第3、管理者発言であります。管理者。

管理者（新井利明君）

開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。本日ここに平成15年第2回組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、感謝を申し上げます。

さて、公立藤岡総合病院におきましては、改修工事が終わり、4月1日に新入職者を迎え、新たな気持ちで新年度をスタートしております。大変厳しい経営状況となっておりますが、議員各位には深いご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

本日の案件につきましては、1議案と特別調査委員会の経過報告をお願いするものであります。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。簡単ですが開会のあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

第4 議案第10号

議長（坂本忠幸君）

日程第4、多野藤岡医療事務市町村組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（白岩民次君）

それでは、ご説明申し上げます。議案第10号 多野藤岡医療事務市町村組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の改正は、特別職の職員で非常勤のものの旅費支給に関する改正をお願いするものであります。前年度におきまして、一般職員の旅費支給条例改正の可決をいただきましたが、職員同様、特別職の職員で非常勤のもの日当につきましても「2,200円」を「1,100円」に改めるということでございます。

以上、簡単であります。提案理由とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようよろしく申し上げます。

議長（坂本忠幸君）

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（坂本忠幸君）

お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本忠幸君）

ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（坂本忠幸君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第10号 多野藤岡医療事務市町村組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坂本忠幸君）

起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

第5 公立藤岡総合病院コンサルタント業務事務処理などに関する調査特別委員会経過報告

議長（坂本忠幸君）

日程第5、公立藤岡総合病院コンサルタント業務事務処理などに関する調査特別委員会経過報告。調査特別委員会委員長の報告を求めます。委員長三好徹明君。

委員長（三好徹明君）

ご指名を受けましたので、平成15年2月13日の本会議において設置が可決されました「公立藤岡総合病院コンサルタント事務処理に関する調査特別委員会」の調査の概要と結果についてご報告申し上げます。

本委員会に付託されました事項は、平成13年度起債事業である「循環器撮影装置一式」の起債申請金額2億3,100万円の中に、コンサルタント料2,310万円の目的外使用及び1億円相当の医療機器購入品目起債漏れがあり、1億2,310万円が国から返還命令が出されたこととあわせて、平成13年度に多野藤岡医療事務組合管理者とA社、B社、C者との間で締結された契約金額3,390万円の外来センター調査、計画業務等一連のコンサルタント委託契約事業の事務処理に関する疑惑を解明することでございます。

本委員会は、平成15年2月19日に第1回の委員会を開催し、その後、2月25日に第2回目を、3月11日に3回目を、3月14日に第4回目を、3月19日に第5回目、3月28日に第6回目、4月3日に第7回目の委員会を開催いたしました。

2月19日の第1回目の委員会は、外来センター会議室におきまして、委員全員が出席し、開会いたしました。当日の会議内容については、平成14年10月11日、当組合管理者の招集により「公立藤岡総合病院事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が設置され、都合3回の審査委員会と2回の関係者聞き取り調査を行った内容について、事務局に報告を求めました。

さらに審査委員会に提出した資料 審査委員会の経過報告 職員からの報告書 コンサルタントの委託契約の一覧表 D社とA社との契約書 A社・B社・C社共同体の委託契約書 起債繰上償還命

令の6項目の提出を求めました。

さらに次回までにコンサルタントとの委託契約の一覧表(資料)に掲載されているものについて、起案から契約までの間の資料の提出を求めました。また、A社から提出された過去の委託契約に基づく37点の成果品とのチェックを病院に求めました。

今回の委員会では、2月13日の本会議で報告のあった内容の確認と資料の提出を求めるとともに、次回から関係者の証人訊問を行うことを決定し、委員会を閉会いたしました。

2月25日の第2回目の委員会は、外来センター会議室において、委員全員が出席し開会し、前回要請した資料を事務局から提出をいたさせました。今回証人として召喚したのは以下の5名です。職員F、職員G、職員E、職員D、職員Hです。

証人訊問の内容について報告いたします。

職員Fは、平成13年8月6日に職員のHと一緒に席で、職員Bから2億3,100万円の起債の関係で、循環器撮影装置一式の中に眼科機械の購入をこの中に含めるよう指示されたとの報告があり、この確認を行ったところ「外来センターの医療機器購入の7億円分は担当していた。また、日付は不明(13年8月6日書類からの推測)だが、病棟の循環器撮影装置一式購入の中に眼科機器一式8,000万円を含めるよう職員Bから職員のHに指示しているのは聞いている。」との証言を行っております。

次に、職員のGについては、職員の報告書の中で名前が出てくることもあり、証人訊問を行ったが、13年度起債事務については、外来センターの医療事務とか、運営システムの事務についていたため、起債申請にはあまり関係のない事務に携わっていたため「記憶がない」証言が多く見受けられました。

次に、職員のEですが、13年5月、起債申請の担当をしており、医療機器購入担当から循環器撮影装置一式ということで見積書を預かり、5月に起債申請を行いました。その後、6月に経理係に異動になり、その後はわからない。また、9月には用度係から、循環器撮影装置一式ということで契約書の写しをいただいたので起債の最終申請を行ったと証言しております。このほか、当時の経営管理部長、管理課長、その他係長を入れて、循環器撮影装置一式の購入金額の中に、2,310万円のコンサルタント料を含めて、D社からA社に渡すことを協議したことはあるか、納入物品のチェック体制について訊問を行いました。職員Eは、そのような協議をした記憶はないこと、また物品のチェックは用度係で行い、経理係では行わないとの証言を行っております。

次に、職員のDですが、平成14年4月ごろ、D社のZさんと職員B、職員Hと同席し、その席で職員BからD社のZさんに「14年度も2,000万円ほどよろしく。」といった趣旨の発言がなされたかの訊問に対し、職員Dはこれを認めています。また、2,310万円の件に関しては、上司から指示は受けたことはないが、8月か9月に用度係からそれらしい話を得ていたとの証言を行っております。

次に、職員のHですが、平成13年9月末に報告書を管理者に上げております。日付順に申し上げますと、平成13年8月6日、職員Bから循環器撮影装置一式の中に眼科機械一式を含めて起債申請を行うように指示されました。(職員F同席)8月10日、職員Bから循環器撮影装置一式の中に眼科

機械一式、小児エコー、A社分の2,100万円を含めて、D社と一本で契約するように命じられました。この時点で、既に購入金額は交渉済みでありました。9月12日、職員Bの指示により、循環器撮影装置一式の契約事務を進めている中で、A社に支払う金額が2,100万円から2,310万円に変更になっていました。平成14年3月上旬、職員のHは、D社からコンサルタント会社への支払いで処理に困惑している旨の電話を受けましたが、職員B不在のため伝言すると連絡いたしました。この時点で、職員Hはコンサルタント会社への支払いを含めるか、疑問を感じたと記述しております。平成14年3月中旬、D社の専務外1名がA社への支払い処理に困惑している旨の発言を受け、職員Bは「そこを何とか。」と強調しておりましたが、業者の返事はないまま、後日、回答となりました。平成14年4月、D社の専務から「何とかします。」との回答を受けて、職員Bは「さらに14年度も同様をお願いしたく、金額は2,000万円。」と伝えました。同月、2,000万円の件についてD社専務から「14年度については、会計事務所に相談したが非常に困難であります。」旨の回答を職員B、職員D、職員Hが受け、結論は持ち越しになりました。平成14年5月、連休明けに外来センターでD社のY専務から「平成14年度は無理である。」旨、職員B、職員Hは受けました。平成14年5月中旬、職員B、職員H、職員Dの3人で外来センターで、14年度のA社への支払いについて相談するが、解決策はありませんでした。これは3人で協議を行っております。その後、平成14年7月1日に人事異動になりました。

以上の報告書が管理者に提出され、この報告書のとおりであることを証言しております。

以上、平成13年度「循環器撮影装置一式」起債申請に関係すると思われる病院職員の証人取調べを実施し証言をとりましたが、職員のFは、循環器撮影装置一式(2億3,100万円)の中に眼科撮影装置(約8,000万円)が含まれていることは知っていた。職員のGは、これらのことについて記憶がない。職員のEは、循環器撮影装置一式の購入契約については、起債申請をする関係で知っていたが、その内容(眼科機械、小児エコー、コンサルタント料が含まれていること)は知らない。職員のDは、2億3,100万円の起債申請の中に循環器撮影装置一式以外の3物品が入っていることを、13年8月にある程度知っていた。職員のHは、報告書に記載のとおりであり、13年8月10日にある程度細かい内容を把握していた。

特に2,000万円の件については、なぜ職員Bが依頼したのか、またD社が断ったにもかかわらず、3人でなぜ相談しなければならなかったのか、この点は疑問が残ったままとなりました。今回の5人は、平成13年度当時、職員Bのもとで職員Bの指示により、一連の事務処理を進めてきたことを証言しております。

3月11日に第3回目の委員会を、外来センター会議室において、委員全員出席のもと開会いたしました。今回、証人として召喚したのは以下の4名です。職員A、前病院長、職員I、職員C、以上4名です。

第3回目の証人取調べの内容について報告いたします。

最初に、職員Aへの取調べ内容については、平成13年度に契約したA社(JV)の委託契約金額と2,310万円の支払いを知っていたかを中心に取調べが進められました。職員Aは、A社(JV)が

出してきた外来センター運営マニュアル、入院棟システム業務等で合計8,900万円の見積書が出され、その後、外来センター分のコンサルタント請負として5,700万円の見積もりが再提出され、最終的に3,390万円で委託契約が交わされました。(以下「外来センター調査計画業務委託」という。)この件については、職員Bから報告を受けて概要は知っていたと証言。A社(JV)は、5,700万円の業務を主張しており、3,390万円の差額を病院側に請求を行っていた。職員Aはこの不足金の補正の必要性を感じていたとのことだが、職員Bから平成13年度起債事業の中に入れて、D社から2,310万円をA社に支払う計画を提案され、院長、副院長にも報告し、了解を得て承認したとの証言をしております。なぜこのようなことをしたのかとの訊問については、病院の経営状況が非常に悪化しており、やむを得ない措置であったとも述べております。また、14年7月の人事異動に伴う後任者に引き継ぐべき書類が欠落していることについて、引き継ぎについてはきちんと行うよう指示をしたと証言しております。

次に、前院長尋問の内容について報告いたします。起債申請した2億3,100万円のうち1億2,310万円が繰上償還となり、この中に2,310万円のコンサルタント料が含まれていることに関して前院長は「何の報告もない。」との証言をしております。また、当時の病院経営の実権は、職員J、職員Bという構図であり、院長には人事権も裁量権もないような状況であったと証言しております。

次に、職員Iの訊問内容については、平成14年7月の人事異動に際して、職員Bが大量の書類を自分の軽トラックに積んで持っていったときに、その手伝いを職員Iがしたとのことについての訊問が中心となりました。このことについて職員Iは、昼間だと思うが、軽トラックに半分ぐらいの書類をトラックに積むのを手伝ったとの証言をしたにとどまります。搬出した書類の内容については、ダンボールに入れたものであり、中身は不明とのことでした。

最後の、職員Cの証人訊問の内容については、頻繁な人事異動が行われていたことや人事異動の素案づくり、職員Jの権限等について訊問を行いました。これに対し証人は、人事異動については外来センターのオープンに合わせるため、部長、職員Bの3名で行ったと証言をしております。また、職員Jは非常勤の職員で権限はないと証言しており、その他に2,310万円のことは、新聞報道で初めて知ったと証言しております。

第2回の証人訊問を行いました。前院長と職員Aの証言に食い違いが出ています。2,310万円の流れについて職員Aは、院長、副院長に報告し、これを実行したと証言しているが、前院長は否定しています。また、職員Aは2,310万円の企画、実行については、職員Bが既に根回しをしてあり、調整の余地がないような状況であったと証言しております。今回と前回の証人訊問から、職員BがD社経由でA社に5,700万円と正式に契約を結んだ3,390万円の差額2,310万円を支払うことを計画していたことが浮き上がってきております。

次に、3月14日の第4回目の委員会は、外来センター会議室において、委員全員が出席し、開会いたしました。今回、証人として召喚しましたのは以下の3名です。A社代表Xさん、D社専務Yさん、同社員Zさんの3名の証人訊問をいたしました。

第4回の証人訊問の内容について報告いたします。

最初に、A社代表X氏への訊問内容は、平成13年に契約した外来センター調査計画業務委託契約についての経緯の説明を中心に求めました。証人は、平成13年3月末か4月初めに、13年度のコンサルタント業務に対する見積書を提出するよう病院から要請を受け、これにより外来棟運営マニュアル、外来棟オープニングに伴うトレーニング、入院棟運営マニュアル、医療情報、物流問題の見積もりとして8,900万円ぐらいの見積もりを出しましたが、この見積もりでは高過ぎると病院側から要求され、金額を少なくするための見積もり検討している中で、最終的に5,700万円ぐらいの範囲で仕事をしていただきたいと病院側から言われ、5,700万円の見積書を提出いたしました。その中から「外来センター調査計画業務委託」として、とりあえず3,390万円の契約をしましたが、A社としては5,700万円の仕事であり、残りの部分についても契約していただきたい旨を病院に伝えていたと証言しております。

また、X氏は、5,700万円の範囲でやってほしいとの要求が病院から出た段階で、D社を經由して払うという話があり、「当時10億円以上の物件を発注しているので、2,000万円くらいは何とかなる。」と病院側の職員が言っていることを証言しております。病院側のだれが言ったのかとの訊問に対しては、職員A、職員B、職員のE、職員G、職員Dと一緒に話をしていたと名前を出しました。

また、A社、B社、C社の3社協定の訊問に対してX氏は、「3社のJVであり、3社は5,700万円の仕事を請け負っているとの認識に立っているので、2,310万円をどのように分配するかを定めたものである。」と証言しております。また、D社から振り込まれた2,310万円の時期についての訊問については、「平成14年4月か5月に、職員BからD社を通じて2,310万円支払うから、D社に電話するようとの電話があり、平成14年5月にD社の方にお会いした。D社から税務対策上問題が残るので契約をしていただきたい旨の要請があったので、平成14年6月末ごろ契約し、入金していただいた。ただし、契約日は13年7月にさかのぼった。」と証言しております。このほか、X証人に対して、公立藤岡総合病院とのコンサルタント業務の生い立ちや、E社との関連等の質問がありました。

次に、D社Y専務の尋問について報告いたします。Y専務については、2,310万円の件を、いつ、どのようにして知ったか、またA社への支払いを中心に訊問いたしました。Y専務は「時期は覚えていないが、部下のZさんから循環器撮影装置一式の中に2,310万円を入れるから、これをA社に払ってほしい。」旨の依頼を病院側から受け、これを実行することを承諾したと認めております。また、病院側がなぜ2,310万円をD社経由でA社に払わなければならないかを、Y専務は理解しており、これを受諾したことも証言しております。また、「14年度も2,000万円を同様にお願いしたい。」と職員Bからの要請について、14年の連休明けに断ったと証言しております。また、断った理由についてY専務は「医療機器屋でありながら、2,310万円をA社に支払うに当たり、物を購入した形がないので、この基本が崩れてしまう。」と証言しております。

次に、D社のZ氏の訊問内容について報告します。Z氏には、2,310万円の依頼経過及びD社

の病院に対する売り上げについて訊問いたしました。当初見積書を病院に出したときは、循環器撮影装置一式ということで2億3,400万円の見積書を提出してあり、途中で2,310万円をA社に支払っていただきたい旨の依頼を職員Bから要請された。さらに平成14年4月に「14年度分もまた2,000万円ほど頼むと言われたが、連休明けにY専務と私で職員Bにきちんとお断りした。」と証言しております。

今回の調査でX社長は、平成13年度コンサルタント料として外来センター運営マニュアル、入院棟運営システム等で8,900万円の見積書を病院に提示したが高過ぎるため、5,700万円の見積書を提示した。しかしながら、病院側との交渉で、病院側から3,400万円以内におさめろとの指示が出ましたので、外来センター調査計画業務として3,390万円の委託契約書を平成13年4月24日に取り交わしております。また、X社長はこの時点で、5,700万円と3,390万円の差額2,310万円をD社を通して支払う旨の話を受けたと証言しております。また、X社長は残りの金額についても、正式契約を取り交わすように再三請求していたとも言っております。これらのことは、職員A、職員B、職員のE、職員D、職員G、職員H等が当時の事務棟の応接室で話し合っていたのを記憶していると証言しています。2,310万円については、これらの人は知っていると思うとX氏は証言しております。X氏は、病院職員との交渉の際は1対1ということはほとんどなく、必ず病院職員複数いたことも証言しています。こうした状況から、職員B、職員A以下職員E、職員D、職員G、職員H等の職員も2,310万円がD社を通してA社に振り込まれることを知っていたととれる発言をしております。しかし、その後の調査で、職員E、職員H、職員Gはこれを証言で否認しています。職員Fはこれを認めております。

D社のY専務、Zさんは、循環器撮影装置一式の見積書を病院に提出したが、提出時にはこの中にコンサルタント料を含めないで見積書を作成し病院に提出。その後、職員Bの指示により、この中に2,310万円のコンサルタント料を含めて処理するよう指示があり、その方針に従ったと証言しております。

次に、3月19日の第5回目の委員会は、外来センター会議室において、委員全員出席し開会いたしました。今回、証人として召喚いたしましたのは以下の3名であります。Vさん（B社勤務、A社の議事録の資料からオーダリングシステムに不明瞭な部分があったため、関連で召喚したものであります。）職員B、職員J、以上3名を訊問いたしました。

最初のB社Vさんにつきましては、平成13年9月27日の職員Bとの調整結果の報告書に「今回、G社に決定した事情とボスが価格を下げるなど言っている云々」の記載について事情聴取をすることが目的でした。このことについてV氏は、G社とF社が最終的に僅差で残り、病院の最上位委員会の委員が多数決で決定したと証言しております。また、ボスのことについては、当時X氏がリーダー的に振る舞っており、JVの頭であったことから、A社のX氏を思い浮かべたとのこと。また、委員からこの医療システム情報システムにまつわる関連資料の提出を事務局に求めました。

次に、職員Bの訊問内容について報告します。

A社との関係について。コンサルタント業務については病院で行い、建設工事の発注や契約事務は

市で行っていただいた。A社とは直接電話連絡があり、病院に来られたと発言しておられます。この点は職員Aと意見が不一致となっております。職員Aは、委託業務、建設工事とも市の方で行い、A社についても市の紹介と証言しています。

コンサルタント委託事業について。

1. コンサルタント会社への委託料が総計で2億4,000万円強にあがる中でA社から提出された成果品の報告書で、本来病院になければならない書類が紛失しているということが確認されました。このことについて、職員Bは各所属長が持参していると発言しております。

2. 外来センター調査・計画業務について。A社(JV)が平成13年3月ごろ出してきた外来センター運営マニュアル、入院棟運営システム等で合計8,900万円の見積書については、高額な見積書が出たと記憶していると認めております。循環器撮影装置一式に眼科機械、小児エコー等を入れたのは、12年の藤岡市のヒアリングで、毎年高額医療機器1点を認めるという約束事の中で、H大学の医師を受け入れる条件としても、上記機械を循環器一式の中に入れて購入することを係と相談し、決定しました。これが13年5月か6月だと認識しています。2,310万円についても機械の指導料ということで、この中に含めたと証言しております。A社(JV)が要求している5,700万円と契約した3,390万円の差額2,310万円の処理について、D社とA社に病院に来ていただき、部長、係を入れて説明し、納得していただいた経緯があります。さらに院長にも報告を行ったと証言しております。処理に当たっては、院長、副院長、部長、係にも説明してあり、組織として動いたと職員Bは明言しており、その当時の係のものは2億3,100万円の中にA社に支払う2,310万円が入っていることを認識していると職員Bは明言しています。この点は、当時の職員に確認する限り知らないと言っており、この点は職員Bの認識と意見を異にしてしております。平成14年4月ごろ、職員BはD社のY専務、Zさんに「14年度もまた2,000万円ほどお願いします。」との要請をしているとのことに関し、職員Bは言ったかもしれないというあいまいな証言をしております。D社のY専務、Zさんは職員Bからこのことを言われたと証言しております。

その他の事柄。(ア)平成14年7月の人事異動内示、大量に書類を整理していたとのことについて職員Bは、私物の整理と答えております。(イ)コンサルタントから報告された書類が相当数ないことに対して職員Bは、各所属長が所持していると思われると証言しております。(ウ)医療情報システム導入に関連して「G社に決定した事情、ボス発言」に対しては記憶にない、心当たりがないと否定しております。

次に、当時の職員Jの訊問について報告します。職員Jは、慢性的赤字病院からの脱却、安定した経営基盤の確立を目的に室長に推挙されたと申しており、今回の起債申請における不祥事については、新聞で初めて知ったと証言するとともに、こうした行為は責任行為であることも明言しております。

今回の証人訊問において、Vさん、職員Jの2名は、2,310万円が起債申請の中に含まれていることを理解していないと推論されます。職員Bは以前の調査委員会の証人訊問から、2,310万円をD社を経由して、機械指導料としてA社に資金を振り込ませる指導的役割を持っていたことが推測されますが、今回の本人の証言からは、指導的な役割は持っていたことを認めながらも、そこには

組織で行動したものであり、職員Bは常に周囲に複数の職員がおり、またみんなで相談しながらこのことを決めてきたことを強調しております。しかしながら、当時の職員Bの部下職員はこれを否定しているところが矛盾している点であります。特にD社に支払った2億3,100万円の中から機械指導料としてA社に2,310万円を支払うように依頼するに当たっては、職員Aはじめ関係部下を入れ話をしていると証言しています。次回、関係職員の訊問をし、その点を確認する必要が生じました。

次に、3月28日の第6回目の委員会は、外来センター会議室において、委員全員出席し開会いたしました。今回、証人として召喚いたしましたのは、当時の管理者であった前藤岡市長、さらに前回証人訊問を行った職員Bの部下であった職員4名を再度召喚いたしました。

最初に、前管理者である前藤岡市長の発言内容を報告いたします。2億3,100万円の起債事業の中に、コンサルタント料として2,310万円のコンサルタント費用が含まれていたことについて、起債申請は認識していたが、2,310万円の目的外項目が含まれていたことは知らないと言明しておりました。また、こうした事実があったことは遺憾であるとも言明しておりました。また、この件が新聞報道され、初めてこの事件を知り、当時の管理者として、当時の職員A、職員Bを自宅に呼び、その経過を確認したと言明しております。E社が病院経営のアドバイスに携わっていたが、A社はE社とは関係なく選んだと言明しております。また、当時、職員Jと職員Bが病院の実権を握り、管理者の意向を強く反映していたとのことに対し、これも否定しておりました。また、臨時職員である職員Jに権限は与えていなかったと言明しており、周囲の人たちが誤認していたと言明しておりました。

次に、職員Hについては、2,310万円のいきさつについて全く知らないということを証言し、職員Bが言っている「みんなで協議して決定した」ことを否定しております。

次に、職員Gについては、2,310万円のいきさつについて、職員Bから相談されたことを否定し、医療機器の13年度分起債事業（循環器撮影装置一式）の引き継ぎをしたときに、業者と同席したが途中で退席し、その後でその話が出たかもしれませんが、記憶にないと証言しております。ここでも職員Bがみんなで協議したことが否定されております。

次に、職員Fは、2,310万円をD社を経由してA社に支払うことを聞いて知っていたが、会議や事前の打ち合わせを持った記憶はなく、決定後、報告を受けたと記憶しておりますと発言し、職員Bが言う「協議し決定した」ことを否定しております。

次に、職員Kは、2,310万円をD社を通じてA社に支払うことを知らなかったと言明し、職員Bが言っている「みんなで協議し、決定した」ことを否定しております。

次に、職員Eは、2,310万円をD社を経由してA社に支払うことを知らなかったと言明しており、新聞を見てその内容を知ったと言明しており、職員Eも職員Bが言っている「みんなで協議して決定した」ことを否定しております。

本日の証人訊問では、前管理者を証人として訊問を行いました。前管理者は、責任は感じるが内容がわからないとの証言をしており、職員BがD社を経由してA社に2,310万円の資金を流すことを企画し、職員Aと相談し、管理者への連絡は行わないで計画を実行したと推測されます。職員Bが証言している「みんなで協議し、決定した」との証言は、再度事情聴取した職員E、職員H、職員

K、職員Gの4名は、職員Bが証言している「みんなで相談して行った。みんなが理解している。」との発言を否定しています。唯一Fは、2,310万円をD社を通じてA社にコンサルタント料として支払うことを記憶していたが、事前の打ち合わせや会議を持って決めた記憶はないとし、全員が職員Bの「みんなで協議し決定した」ことを否定をしておりました。

今回の証言から、職員Bはみんなに相談し、組織的に行ったことを前回の証言で言っているが、これを4人の職員が否定している。この点を再度確認する必要があり、次回の証人訊問で職員Bを召喚し、この点を確認することとなりました。

4月3日の第7回目の委員会が、外来センター会議室において、委員全員が出席し開催されました。証人として召喚したのは職員B1名です。

訊問内容についてご報告申し上げます。

2,310万円について。職員Bは循環器撮影装置一式の中にA社に支払う2,310万円の内容について、各係長と協議し、さらにA社、D社に伝えるに当たっては、係長も同席の上で伝えたと証言しております。また、院長にも、職員Aとともに説明したと報告しています。しかしながら、これらの職員Bの発言はすべて、証人訊問した職員また前院長の発言と異なっております。また、平成13年5月の時点では、2,310万円をD社経由でA社に支払うことを、職員Eは知らないでしょうと証言しております。

G社と医療情報システム導入にかかる職員Bの発言について。B社のV氏の議事録に記載されている「ボス発言、価格を引き下げな発言」に対しては記憶にないと証言しております。

2,000万円について。平成14年4月ごろ、D社の関係者の証言に、職員Bから14年もまた2,000万円をお願いしたい旨の発言に対して、記憶にないと職員Bは証言しております。

以上が4月3日の職員B証人訊問の概要であります。

その後、2月19日から都合7回にわたって調査した結果について慎重審議し、以下の結論に達し、これを全員一致で可決いたしました。

1. 一連の証人訊問を行った結果、職員B証人は職員のH、職員D同席のもと、平成14年4月ごろ、D社Y専務、Zさんに「平成14年度も同様に2,000万円ほどお願いしたい。」旨の要請を行ったことを、D社及び職員H、職員Dが本委員会で証言しております。この回答として、D社のY専務は、平成14年5月連休明けにこの件について職員B、職員のHに正式に断ったことも証言しております。また、職員Hの報告書に記載されております。さらに平成15年5月中旬、外来センターにおいて職員B、職員H、職員Dの3名で、A社への支払いについて相談したが、解決策が出なかったと職員Hの報告書に記載されております。

以上、職員Bは都合3回にわたって2,000万円の取り扱いについて、業者、職員同席の中で発言しており、これらの上記関係者訊問から得られた証言から、職員Bが委員会に対して虚偽の証言をしているという結論に至りました。よって、地方自治法第100条第9項の規定に該当するものとして、本委員会は全員一致で告発することに決しました。

2. 循環器撮影装置にかかわる起債申請において、正規な事務処理を行えば1億2,310万円の

繰上償還はなかったものと考えられます。こうした安易かつ不正な事務処理を行ったことにより、関係機関または市民の信用を傷つけたものと思慮します。この行為は地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止事項に該当するものであり、不適切な事務処理を行った職員に対する明確な行政処分を執行部に要望いたします。

3. こうした不祥事を起こしたことは、管理体制または組織のシステムに問題があると考えられます。病院に再発防止対策の確立を求めることに決しました。

4. 今回、百条委員会の調査で明らかになった医療情報システムのリース発注の中で、概算見積もりとリース契約に不明朗な点が出てまいりました。今回の調査委員会での調査は、時間的に詳細な調査が不可能なため、引き続き調査を行うように議会に求めます。

以上をもちまして、本調査特別委員会に付託を受けました公立藤岡総合病院コンサルタント事務処理などに関する調査の概要と結果について、報告を終わります。

議長（坂本忠幸君）

公立藤岡総合病院コンサルタント業務事務処理などに関する調査特別委員会委員長の報告が終わりました。報告に対し、質疑に入ります。ご質疑願います。青木寛君。

議員（青木寛君）

ただいま議事日程の中の第5 公立藤岡総合病院コンサルタント業務事務処理などに関する調査特別委員会の委員長報告がありました。一応ずっと長い、第7回の委員会ということでお聞きしたのですけれども、この報告書についてひとつ委員長の方から私どもに提出を願います。

議長（坂本忠幸君）

暫時休憩いたします。

午後2時27分休憩

午後3時9分再開

議長（坂本忠幸君）

休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を願います。斉藤千枝子君。

議員（斉藤千枝子君）

ただいまこれをいただいたのですが、ちょっとまだ見ていないのですが、先ほど委員長報告の中でちょっと疑問に思った点をお伺いいたします。

虚偽の証言といった、その2,000万円の件ですが、その2,000万円というのは、14年度も2,000万円お願ひしませんでしたと言ったことが、職員Bとほかの方たちの証言が一致しないという話だったのですが、2,000万円というのは何なのでしょう。

議長（坂本忠幸君）

三好徹明君。

議員（三好徹明君）

今、斉藤議員の方から2,000万円についてどんな種類のものであるかということでありすけれども、この2,000万円がどのような種類であるかということは、委員会の方もはっきりした証

言を得られていないのですね。委員会報告で最後に言いましたが、職員Bが2,000万円ほど14年度もお願いしたいということをD社に頼んだと。それを、D社の人間と病院の職員がその場において、それを聞いているのですね。しかし、彼らは2,000万円が何の種類のものだとかということは証言していないのです。だから、どういう理由の2,000万円かということは、委員会では解明できなかったのです。なぜかと言いますと、職員Bはその2,000万円をお願いしますと言った記憶がないと言っているのです。言った覚えがないと言っているのです。ですから、本人が言った覚えがないと言っているのですから、2,000万円を、なぜ2,000万円だと言ったかということは、中身を我々はわからないのです。だから、偽証の疑いがあるというのは、業者も、職員も、はっきり3度にわたって、その2,000万円の取り扱いについて確かに聞いて、それを聞いた業者が会社の内部で検討した結果、それはやれませんかということを報告して、なおかつその後にもう一回職員2人と職員Bが困ったものだ、2,000万円の取り扱いについては困ったということでもって終わっているのですね。そういう意味なのですから、よろしいですか。

議長（坂本忠幸君）

齊藤千枝子君。

議員（齊藤千枝子君）

肝心なところが全然わからないのです。D社のY専務とZさんがしっかりと病院の方にそれはできないという話をしたということですが、ちょっとまだ読んでいないのですが、たしかありましたですよ。それであれば、しっかりとした内容のものが言われているのだと思うのですね。そのあいまいなただの2,000万円、前みたいに2,310万円、5,700万円と3,390万円の差額の分とかというのであればわかるのですが、その2,000万円というのは、今まで聞いた中では全然その辺の数字が合わない。

議長（坂本忠幸君）

三好徹明君。

議員（三好徹明君）

ちょっと話を整理させていただきたいのですけれども、この調査特別百条委員会は、1カ月半近くにわたりまして膨大な資料を読みこなしながら、当初、手探りで進んでいったのです。

それで、私は今回の2,310万円にまつわる流れを要約してお話した方が、全体像を把握しやすいと思うのです。7人の方は把握しているのですが、ほかの方はちょっと把握できないので、その辺の説明をしてもよろしいですか。そうしますと、その2,000万円の意味も解けてくると思うのですが。

議長（坂本忠幸君）

三好徹明君。

議員（三好徹明君）

この事件は、2,000万円の処理について報告書を書いたH職員が、7月1日の人事異動で処理に困ったということで執行部側に出してきた。これから、こんなような問題があるのかということ

ただしたところ、実は13年度に2,310万円というものの取り扱いについてあったということで、報告書が出てきて、この1件がわかったのです。それで、病院の調査委員会が病院で立ち上げて、石原弁護士を長として重要審査委員会が開かれて、その2,310万円についての目的外使用ということが明らかになって、この議会にかけられて、私が動議を出して、どうも議会でこれは調査しないと本当の真相のところはわからないということで、議会で承認いただいて百条委員会ができたわけです。

そして、わかったのはどういうことかと言いますと、このもとは、A社が外来棟と病棟のコンサルタント業務として8,900万円のコンサルタントの見積書を出したわけです。病院側に。そうしましたところ、病院側が、予算がないからこんな金額では契約できないということで、圧縮して5,700万円の見積もりが出たわけです。ところが、それでもお金がないから契約できない。それで、3,390万円のコンサルタント契約を結んだわけです。しかし、A社側は、5,700万円のお金がないと病棟も外来棟もコンサルタント業務はできないと。5,700万円引く3,390万円の差額が2,310万円なのだ。しかし、病院側はその2,310万円を、補正を組んで出すかどうか、いろいろ迷ったのでしょう。ならば、循環器撮影装置一式2億3,100万円の中にA社に支払うべき2,310万円を突っ込んでしまえ。それで、突っ込んでしまったわけです。循環器一式ですから、中身が語られていないので、その部分を圧縮して、約1億円でもって循環器撮影装置一式を買うことにして、残りの余った1億円の中に8,000万円の眼科装置一式であるとか、エコー装置を入れて、それで2,310万円もその1億円の中に足してしまったわけです。だから、1億円、1億円、2,310万円、2億2,310万円。これが今回の大筋なのです。わかりますか。

8,900万円のコンサルタント料が5,700万円になった。それでも高い。しょうがないから、3,390万円で契約を結んだ。ところが、2,310万円はどうしてもA社側は欲しいのだ。本来仕事をやっているのだから、何とかしてくださいよ。わかった。循環器撮影装置一式の中に2,310万円を含めて、D社から買ったことにして、そこからD社がA社に2,310万円を払った。これが起債外の対象なので、繰上償還を求められて、契約書も何もない2,310万円は一体何なのだという話なのです。わかりますか。

それで、そのことを話している最中に、一応話がついたわけですね。2,310万円はD社が承知しました。私の方からA社側に、いろいろ操作して2,310万円払うことにしましたと。わかったと。その席で、来年度、今、言ったのは13年度の席で話していましたから「14年度も2,000万円ほどお願いしたい。」と職員Bがその席で言っている。しかし、D社は税務上いろいろなことがあって、もうその2,000万円はお引き受けすることはできませんとお断りした。その2,000万円の中身は、職員Bしか知らない。その本人は「私は記憶がない。」と言っている。しかし、業者から、職員から、みんなその話を聞いて、本人が言ったということを証言しているのです。この証言というのは、法律の適用を受けて、虚偽の発言をすると罰せられますからね、禁錮刑で。ですから、宣誓をして証言をしているのです。ですから、当委員会としては、明らかに職員Bが正直に議会に対して説明もしないで、その用途の説明もしないで、覚えがないと言っていることに対して、告発に値するという結論に達したわけなのです。

もしか、わからないことがありましたら、その辺のところをもう一度言ってください。

議長（坂本忠幸君）

斉藤千枝子君。

議員（斉藤千枝子君）

言っている意味はわかるのです。それでは、もう一度。D社を通したわけですがけれども、今回のD社を通すのは嫌だとか、断ったわけですよね。では、その辺の細かいことというのは、今までの日本人の体質のような、黙認のうちに同じことをやるのだらうという話で言ってきたということなのでしょうか。それとも、その辺で、D社の方は、しっかりと具体的なことを聞き、2,310万円と同じことをやってもらいたいというはっきりとしたものを聞いているのかどうかということをお聞きしたのですよ。

議長（坂本忠幸君）

三好徹明君。

議員（三好徹明君）

最初の2,310万円については、お金の性質というのはわかったと思うのです。A社側に払うべき、本当はコンサルタント契約をして払うべきものを、そういう事務処理をしなかったために、どうしたものかということで、医療機器の中にひっくるめて、D社に請わせた。それが、その年、10億円近い医療機器の購入があったから、2,000万円ぐらい世話ないだらう、そういう安易な気持ちがあったと思うのですね、事務方の方に。それで、では14年度については、こう言っているのですね、D社の方は、14年度についてはそれほどの多額な医療機器の納入が見込まれない。だから、そういうものを受けたとしても処理ができないだらうという考えも一つあった。その趣旨も、彼らは証言していないのですが、またコンサルタント料なのか、または別な意味のお金をそういう裏金処理をしてくれと頼んでいるのか。とてもそんなものにお手伝いはできないという気持ちがあったのでしょうか。もうこりごりだという発言をしているわけですから。本当に申しわけないことをしたとして謝っているわけですね。長いつき合いで、やむを得ず飲んだと。これは議事録に細かく、ここに出できませんけれども、膨大な量がありますからね。そこでさまざまな発言をしているのです。これが実態です。

議長（坂本忠幸君）

木村喜徳君。

議員（木村喜徳君）

委員会の皆さんには計7回の会議を持っていただき、また委員長には先ほど長々と報告をいただきまして、誠にありがとうございます。

その中で、今、非常に強い権限を持っている中でやったことなので、先ほど委員長の方からきちんと百条委員会の中身を説明して、宣誓をさせて、きちんと証言させたということは、これはもう当然だと思います。その中で、強い権限の裏側に、やはり委員会が参考人を招致したことにについて義務が発生するわけですよ。実費弁償。この件についてもきちんと発表してあると思いますので、これには

どう対処してあるのかをお聞かせ願います。

もう一つは、職員が先ほどから大分召喚されているのです。この職員はどのような立場で召喚されているのか。個人なのか、職員として召喚されているのか。この2点。

もう1点。あとは偽証で告発云々という言葉が出てきましたので、ちょっと確認させていただきます。この職員Bが偽証で告発という結果になったそうなのですが、全部読んでいないのですけれども、言っていることは二転三転をしているから偽証の疑いありか、それともほかの皆さんが同一のことを言っていて、ただ一人が違う内容を言っているのか、これは偽証の疑いあり、これなのか。

もう1点。15ページの真中辺に「職員Hの報告書に記載されております。」とあるのですね。この職員Hの報告書というのはどういうものなのか。お願いいたします。

議長（坂本忠幸君）

三好徹明君。

議員（三好徹明君）

今、木村議員の1点目の質問ですが、もう一度1点目だけお願いします。

議長（坂本忠幸君）

暫時休憩いたします。

午後3時23分休憩

午後3時24分再開

議長（坂本忠幸君）

休憩前に引き続き会議を開きます。三好徹明君。

議員（三好徹明君）

1点目につきましては、事務局の方で説明されたように、病院の職務規定を準用したということで、理解していただきたいと思います。

2点目の職員の立場であります。当然平成13年度に生じた疑義でありますから、その職員がその時点で、病院でどのような職責を持たれていたか、それを訊問して、答えていただいて、証言をしていただいております。

3番目の職員Bの偽証についてであります。先ほども報告で述べたように、業者の方が2人、その場で2,000万円をお願いしますということをはっきり聞いたと宣誓して証言しております。そして、職員2人も、その場でそれを聞いたと証言しております。そのような事実確認が3回あったということで、明らかに職員B証人は、それを承知しながら委員会でもって「記憶がない。」ということ、虚偽とされる発言をしている。そういう意味から、委員会としては告発に値するという判断で、告発ということを決めました。

議長にちょっとお願いがあるのですが、ここは百条調査委員会が付託されて、私たちは報告をしているのですね。

議長（坂本忠幸君）

暫時休憩いたします。

午後3時29分再開

議長（坂本忠幸君）

休憩前に引き続き会議を開きます。三好徹明君。

議員（三好徹明君）

報告書というのは、先ほど私が概略を説明したときに述べましたように、職員Hが平成14年7月の人事異動に対して未処理で困ったということで、管理者に対して出された報告書があります。その中で、未処理ということで2,000万円についての取り扱い。ここから始まって、2,310万円の問題がずっと出てきているわけです。その議論をして、報告書そのものがありますから、この報告書の中には、それは添付されていませんが、そういう添付資料があるのですね。それに基づいてしておりますので、その中に2,000万円について、あるいは職員H証人の証言の内容が文章として出されております。それでよろしいですか。

議長（坂本忠幸君）

木村喜徳君。

議員（木村喜徳君）

1点目の実費弁償。これに関してですけれども、職員の旅費規定ということで、これは要するに職員に対して行ったわけですね。それが1点。当然先ほどから前管理者とか、業者とか、名前が入っていますね。それは職員ではないですね。そこの説明ともう1点。これはきちんと自治法を見ますと、費用弁償はしなさいとある。ただし、条例をつくって、条例に基づいてしなさいと。先ほどの答弁の中で、条例はない。これはおかしいのではないですか。条例もないのにやってはおかしい。弁償したというのですから、これをきちんと説明してください。

もう1点。職員として議会が召喚しているのですから、職員の立場として召喚するのはおかしいのではないですか。あくまで個人として召喚するのが普通ではないのですか。私はそう思います。これは2点目として、お答えください。

偽証云々はよくわからないのですよ、実質的にはこの文面だけではね。ただ、もう一度確認しておきたいのが、当人が何回かの答弁の中で、答弁が二転三転しているのか、それとも答弁が一貫していたのか、この1点だけお聞かせください。

議長（坂本忠幸君）

三好徹明君。

議員（三好徹明君）

旅費規定のことにつきましては、先ほど庶務課長が言ったとおりでありますので、それは承知していただきたいと思います。条例云々については、今、私の方はその辺について手元に資料がないから言えません。それと、職員の立場というのが、この問題があくまでも職権、要するに職責に基づいて職員の権限の範囲で行われてきたものであって、個人で行われたものではないのですね。個人の犯罪だとか、個人の疑惑だとか、不正だとかということを言っているのではないのですね。あくまでも

部長だ、課長だ、管理者だという立場で、どのように認識していたかを、その立場から聞いているわけです。民間人の知らない人を呼んで来て聞いているわけではないのです。ですから、そういう立場から、我々は訊問いたしました。

それから、職員B証人が二転三転したかということではありますが、職員B証人は一貫してこう言っているのですね。「みんなで協議した。」しかし、みんなとして名指しされている人たちは知らないと言っている。その2,310万円のA社にD社を通じて、正式な契約を結ばないで払うという仕組みを考え出したのは、発案したのはだれだという訊問に対して、職員は「自分たちはそれには荷担していない。知りません。」職員B証人は「みんなでやった。」と言っている。ここでも偽証の疑いがあります。それから、2,000万円についてはだれも知らないのです。職員B本人しか。その中身はだれも知らないのです。本人は記憶にない。要するに覚えがないと言っているのです。委員会に対して宣誓をして、みんなが知っていることを、それも3度にわたって、その取り扱いについて相談しているにもかかわらず、記憶にないというのは、明らかに委員会に対して虚偽の発言をしている。この2点によって、職員B証人の告発を考えただけです。

議長（坂本忠幸君）

暫時休憩いたします。

午後3時34分休憩

午後3時37分再開

議長（坂本忠幸君）

休憩前に引き続き会議を開きます。木村喜徳君。

議員（木村喜徳君）

実費弁償についてはわかったような、わからないようですけれども、これ以上深く追求しても、そういうことで支払ってくれても結構だと思います。

最後の偽証云々ですけれども、何か多数が言っているからそちらが正しいのだ。1人が言っているから、1人だけだからこれは偽証。そういう方向で委員会がとらえたような気がします。議会が告訴するので、これは非常に私はその辺について慎重に結論を出してほしかったということです。このことは1点言っておきます。

議長（坂本忠幸君）

青木寛君。

議員（青木寛君）

2点ばかり質問させていただきます。

ただいま委員長報告でありまして、資料をいただきましたその中で、地方自治法第100条の9項の規定に該当するというので、虚偽の証言をしているというただし書きがありまして、それともう一つ、地方公務員法第33条の信用失墜行為ということで、この条文をちょっと、今、資料をもらったので、報告を受けたので、勉強不足でこの辺、2つのことについてちょっと事務局の方で説明願います。

それと、もう1点は、調査委員会ということで、私ども議員も混ざりまして、弁護士さん、それから税理士さんも加わって、その調査委員会が組織され調査したわけですけれども、それに対して、また百条ということで百条委員会を立ち上げたわけですけれども、その前の段階の調査委員会の報告もあったわけなので、その辺の報告に対する百条委員会としてはどういう見解で臨んだのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（坂本忠幸君）

青木議員、その経営審査会というのが設置されたわけなので、その報告に沿って皆さんが百条委員会を設置するということで開かれたわけです。

暫時休憩いたします。

午後3時40分休憩

午後3時44分再開

議長（坂本忠幸君）

休憩前に引き続き会議を開きます。三好徹明君。

議員（三好徹明君）

地方公務員法第33条、職員はその職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。これが33条であります。地方自治法100条9項、議会は、選挙人その他の関係人が第3項または第7項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。こうなっております。

議長（坂本忠幸君）

吉田達哉君。

議員（吉田達哉君）

いずれにいたしましても、この問題につきましては、先ほどから委員の議員の方から話があったとおり、返還請求が来てしまったおかげで不利益を被ったということに端を発して、これだけ調査をしていただいたわけでございます。我々は細かく百条の傍聴をしたわけでもないし、調査に携わったわけでもないの、委員長の報告を聞いて判断をするわけでございますけれども、告発ということになりますと、これは非常に大きい問題でございますので、その点がきちんと協議がし尽くされたのか、どうなのか、その辺を1点お伺いいたします。

議長（坂本忠幸君）

三好徹明君。

議員（三好徹明君）

委員会といたしましても、告発につきましては重大な問題である、そういう認識から再三にわたって証人を再喚問、再訊問して、その証言を確定いたしました。その結果、さまざまな観点から考えて、これは告発に値するという結論に達したわけであります。

議長（坂本忠幸君）

吉田達哉君。

議員（吉田達哉君）

今、答弁いただきましたけれども、告発に値するということですが、この問題がきちんと本当はどうであったのだということが明確にならないと、この調査委員会としても先に進めないということも考えられますので、その辺についてはきちんと告発をして、我々のこの機関でなくて、きちんとした機関で是か非かというものを問うてもらえばいいのではないかとと思います。

それから、仮に1対数人の発言が違うわけですが、もしその職員Bさんが本当に知らないところで陥られているようなことであれば、今度は職員Bさんの方が誣告罪なり何なりの適用もありますから、その辺で対応してもらえば、きちんとしたものが出てくる。百条は調査権限があるにしても、ある一定の枠がありますので、これ以上は限界かと思しますので、その辺については理解するわけですが、もう一度、再度確認をいたしますが、今、三好議員の方からし尽くしたということですが、本当に告発ということになると、その人に対して非常にいろいろな名誉のものとかが、いろいろなもので社会的な制裁を受ける部分もありますし、大事な問題でございますので、この告発に踏み切るまでに、もう、し尽くす議論がなくなったのかどうか、その辺だけ、もう一度お伺いしてしつこいようですが、大事な問題ですから、お伺いしておきたいと思えます。よろしくどうぞ。

議長（坂本忠幸君）

三好徹明君。

議員（三好徹明君）

先ほどもお答えしましたように、人一人の人生にかかわる大きな問題を含んでいるということは、委員会としまして十分考えて、一つ一つの内容を精査してまいりました。そして、これは明らかに病院に対して事務の不正処理による損害を与えた事実。それから、証言をし、報告書まで宣誓して出した職員等の話をすべて総合し、つき合わせてみますと、この職員Bが偽証に値する、告発に値するという結論に達しましたので、ご報告いたします。

議長（坂本忠幸君）

他に質疑はございますか。若林秀昭君。

議員（若林秀昭君）

この問題の流れにつきましては大体わかったのですが、2,000万円をまた頼むよということは、何に使うのかわかりませんが、結局D社に頼むということは、D社の見積もりの2,000万円を上乗せして見積書をつくってくれ、そういうことだろうと思えますけれども、最初から疑問に思っているのですが、2億3,100万円という実態なのですが、実際に見積もりをとった時点でどうだったのか。循環器装置一式ということですので、内容が何であるかちょっとわかりませんが、個々の金額についてはわかりませんが、医療機械というのは高額なものと、かなり見積もりも実際の値段よりも半額ぐらい安く見積もっていることも多いわけですし、叩けば多少は安くなるということで、実際に普通一般には予算を立てるときに、そういう見積もりを叩いて、それから見積もりを立てるのが本来ではないかと思えますけれども、2億3,100万円という金額

がどういうことで出てきた金額なのか。それが実際に循環装置というものが約1億円という値段という、この辺の内容でございました。普通一般には、予算を立てるときには、実際には起債を立てるときに、実際の購入の値段で予算を立てるわけでしょうから、恐らくその時点で値切っているだろうと思うのですよ。それがまたさらに、その事情ができたからといって、1億円で、また半額になるというのは、ちょっと解せない点もありますし、先ほどそういう問題が出てきたので、機械の中へ突っ込んでしまえということでしたけれども、そういうことが実際にはできるのかどうか。ということは、最初からそれを見積もった金額ではないか。そういうものを上乗せした金額として起債を起こしたのではないかというふうに考えますけれども、先と後がちょっと違っているのではないかと私は思っているのです。後からそういう問題が出たから突っ込んできたというのは、ちょっとどうにも内容がよくわからないのです。その辺をちょっと教えていただければと思います。

議長（坂本忠幸君）

三好徹明君。

議員（三好徹明君）

お答えいたします。この2億3,100万円につきましては、係が、ここで出てくる係が、早い段階で見積書をとっておったそうです。そして、平成13年8月6日に前任者から職員Hに職責が変わりまして、2億3,100万円の起債の関係で、循環器撮影装置一式の中に眼科機械の購入をこの中に含めるように指示されたとあります。ですから、12年度か、11年度、要するにこの病院全体計画をたくさん立てて、さまざまな機器の購入、立てた段階で、様々な見積もりをとっていた中に循環器撮影装置一式が入っていた。それが出てきた金額が2億3,100万円であったと。私たちはそのように理解しております。その後、これが問題の一つでもあります。2億3,100万円を圧縮して、約1億円のお金を浮かして、そこに8,000万円の眼科機器や小児科エコーを入れて、なおかつ2,310万円を浮かして、それを突っ込んでしまった。ということは、それをどこで発案したのかというのが、この訊問の一つの焦点だったのですね。ところが記憶が定かではないとか、その辺のところ、委員がおっしゃったように、もともとその中に2,310万円をひっくるめた意志があったのではないとか、50%ぐらいの納入価格を下げられるものだってあるのだから、それを想定して、そういうふうに仕組んであるかということは、当委員会の今回の調査の時間の中では解明することはできませんでした。

議長（坂本忠幸君）

若林秀昭君。

議員（若林秀昭君）

最初から含めて、先ほどお話がありましたように、D社が本当に申しわけないことをしたと言っていることは、後からそれを値切って、その中から出せと言われたのならば、これはD社の方は被害者みたいなものですから、申しわけないということはちょっとおかしいと思うのだけれども、申しわけないということは、最初からもうそれは上乗せするような、病院とD社がぐるでそういう最初から見積もりをしたというふうに考えられないことはないのですけれども、そこまでの調査はできていない

わけですね。

議長（坂本忠幸君）

三好徹明君。

議員（三好徹明君）

D社は訊問に対して、大変申しわけないことをしたという申しわけないという意味は、そのときの訊問ではこういうことを言っているのですね。「長いおつき合いをされていて、高額な機械を買ってもらっているおつき合いの中で、このような不正処理にタッチして、多大な御迷惑をかけてしまった。大変申しわけありません。悪いこととは知りつつ、やらざるを得ない自分たちの立場も多少は理解してほしい。」という意味も含めた申しわけないというふうに我々はとったわけです。ですから、2億3,000何がしかの循環器撮影装置一式の中に、もう最初からそれを含めて画策して、デキレースだったと、そういうふうには、訊問の中からはとれなかったのですね。

議長（坂本忠幸君）

他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（坂本忠幸君）

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（坂本忠幸君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。公立藤岡総合病院コンサルタント業務事務処理などに関する調査特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坂本忠幸君）

起立多数であります。

よって、公立藤岡総合病院コンサルタント業務事務処理などに関する調査特別委員会委員長の報告のとおり決しました。

お諮りいたします。会議規則第38条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整備を要するものにつきましては、整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本忠幸君）

ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整備の整理は議長に委任することに決しました。

管理者あいさつ

議長（坂本忠幸君）

この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

管理者（新井利明君）

本日は慎重ご審議をいただきご決定いただきまして、ありがとうございました。これも関係各位の深いご理解とご協力のおかげであり、心から感謝申し上げます。

今後の執行に当たりましては、十分心して取り組んでまいりたいと考えております。また、今後、ますます厳しい病院経営が予想されますが、地域住民の方々への心のかもった医療を提供できるよう、職員一丸となって努力する所存であります。今後も議員各位の深いご理解・ご支援を賜りたいと存じます。

まだまだ寒暖の差があり、体調の崩しやすい季節でありますので、ご自愛いただきたいと思います。本日は大変ありがとうございました。

閉 会

議長（坂本忠幸君） 以上をもちまして本会議に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これにて平成15年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時閉会

会議規則第77条の規定により下記に署名する。

議 長 坂 本 忠 幸

署名議員 斉 藤 千 枝 子

署名議員 若 林 秀 昭